

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成30年12月6日（平成30年（行情）諮問第559号）

答申日：平成31年3月26日（平成30年度（行情）答申第540号）

事件名：「飛行と安全」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「「飛行と安全」2017年3～4月号。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、次の2文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

文書1 飛行と安全 平成29年3月号（No. 726）

文書2 飛行と安全 平成29年4月号（No. 727）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年6月30日付け防官文第10254号及び同年10月5日付け防官文第14778号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下、それぞれ「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し及び電磁的記録の特定を求める。

2 審査請求の理由

（1）不開示処分の対象部分の特定を求める。

総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において、審査請求人は書面を通じてしか意見を申し立てることができない。したがって不開示部分を直接指さして特定するという方法がとれないため、原処分における特定の仕方では不十分である。

何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされない審査会の審議における書面での申立てに支障が生じること、及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。

（2）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（3）本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、「当該行政機関が保有しているもの）」（別件の損害賠償請求事件にお

ける国の主張)である。

そこで電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成29年6月30日付け防官文第10254号により、本件対象文書の表紙及び目次について、法9条1項の規定に基づき、法5条1号に該当する部分を不開示とする原処分1を行った後、同年10月5日付け防官文第14778号により、本件対象文書の表紙及び目次を除く部分について、同条1号及び3号に該当する部分を不開示とする原処分2を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

2 本件対象文書の電磁的記録について

本件対象文書の「飛行と安全」は、航空自衛隊航空安全管理隊（以下「航空安全管理隊」という。）が作成しており、同隊では原稿として寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録及び同隊が作成した表紙の題字の電磁的記録をパソコンで一旦保存した後、印刷・製本業務を委託している印刷業者に対し、パソコン内のデータを記録した可搬型記憶媒体（MO）を貸与し、これを基に編集、印刷、製本された冊子を当該業者に納品させており、電磁的記録では受領していない。

また、寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録及び業者に貸与した可搬型記憶媒体（MO）に保存した電磁的記録は、製本された冊子が納品された時点で不用となることから、印刷業者から返却後速やかに廃棄している。

以上のとおり、航空安全管理隊では本件対象文書を冊子（紙）で管理しており、電磁的記録は保有しておらず、また、原処分にあたっては、確実に期すために同隊の書庫、倉庫及びパソコン内のファイル等の探索を行い、電磁的記録を保有していないことを確認した。

さらに、本件審査請求を受け、再度、航空安全管理隊の書庫、倉庫及びパソコン内のファイル等の探索を行ったが、電磁的記録は確認されなかった。

3 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別紙のとおりである。

4 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分において不開示とした部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙のとおり同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、「当該行政機関が保有しているもの」」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。」として、本件対象文書の電磁的記録についても特定を求めるが、上記2のとおり本件対象文書については電磁的記録を保有していない。
- (3) 審査請求人は、「何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立に支障が生じること、及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。」として、不開示部分の特定を求めるが、原処分において、平成22年度（行情）答申第538号において示された不開示部分の位置を文書名で特定し、平成29年6月30日付け防官文第10254号及び同年10月5日付け防官文第14778号により通知している。
- (4) 以上のことから、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年12月6日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月18日 | 審議 |
| ④ | 平成31年3月5日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消し及び本件対象文書の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

上記第3の2で諮問庁が説明する本件対象文書の作成方法を踏まえると、本件対象文書について電磁的記録は保有していないとする上記第3の4(2)の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

文書1(表紙及び目次を除く。)の3枚目並びに文書2の目次の2枚目、本文37頁及び巻末の各不開示部分は、いずれも写真の一部であって特定個人の顔を判別し得る部分であることが認められる。

当該各部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該各部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 法5条3号該当性について

文書2の本文47頁には、米軍の編成及び運用等に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、米軍の編成及び運用等に関する情報が明らかとなり、我が国と米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

文書 1

不開示とした部分	不開示とした理由
3 枚目（表紙及び目次を除く。）の写真の顔部分（法 5 条ただし書イに該当するもの及び不鮮明なものを除く。以下同じ。）	個人に関する情報であり，特定の個人を識別することができることから，法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。

文書 2

不開示とした部分	不開示とした理由
目次の 2 枚目，本文 3 7 頁及び巻末の写真の顔部分	個人に関する情報であり，特定の個人を識別することができることから，法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
本文 4 7 頁の一部	米軍の編成及び運用等に関する情報であり，これを公にすることにより，我が国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。